

※提出日などは未定、9月頃。
申し込み希望者は、8/28までに、
宇都宮まで申し出てください。

はじめに

この奨学金制度は、将来、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会（以下「協会」）に就職を希望し、大学、短期大学、専修学校等（以下「学校」という。）に進学する生徒に対し修学資金を貸与して養成事業等の修学に資することにより、事業継続のための人材確保を図り、地域福祉の増進と充実に貢献し、有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

奨学金は貸与ですが、学校卒業後、当法人に就職し、引き続き業務に従事した期間が5年に達すれば奨学金の返還が免除されます。

奨学金の概要

1 奨学金貸与対象者

次に掲げる生徒を対象とします。

- (1) 保護者（親権者、後見人その他これに準ずる者をいう。）又は奨学生の住所が愛媛県内にあること。
- (2) 学習の意欲が旺盛で、心身ともに健全であること。
- (3) 修学資金の返還が確実であると認められること。
- (4) 学校を卒業後、協会に就職を希望する者。
- (5) 原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者。

2 貸与の申請

次に掲げる書類を在学する高等学校長を経て協会に提出して下さい。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
 - (2) 高等学校長の推薦書（様式第2号）
 - (3) 同一生計の者全員の住民票（出願日から3か月以内に発行されたもの）
 - (4) 保護者の市町村県民税課税証明書又は源泉徴収票（発行できる最新のもの）
 - (5) 成績証明書
- （注1）選考上必要と判断した場合は、上記以外に証明書等を求めることもあります。
（注2）成績証明書は、直近の最終学校の証明書とします。

3 奨学生の選考

- (1) 書類審査及び面接を行い当協会の規定に基づき選考します。
- (2) 選考基準については次のとおりとします。

① 家計基準

応募者の父・母又はこれに代わって家計を支えている者の別表1に定める算出方法により得た所得年額から別表2に掲げる額を控除した額が、別表3に掲げる収入基準以下であること。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

② 学力基準

学習に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる者であること。

4 貸与の決定

- (1) 奨学金の貸与を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第3号）により学校長を経て、申請者に通知します。
- (2) 貸与しないと決定したときは、その旨を高等学校長を経て、申請者に通知します。

5 奨学生の手続き

奨学生決定通知を受けた奨学生は、次の書類を協会に提出してください。

- (1) 入学許可証明書又は合格通知書の写し
- (2) 奨学生誓約書（様式第4号）
- (3) 口座振込依頼書（様式第5号）
- (4) その他必要と認める書類

6 奨学金の振込み

- (1) 奨学金は、4月・7月・10月・1月の4期にそれぞれ3月分をまとめて、4半期ごとに前金払いで振込みます。
- (2) 奨学金は、口座振込依頼書（様式第5号）で指定された奨学生名義の金融機関預貯金口座に振込みます。
- (3) 協会は、年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書（様式第6号）を奨学生に交付します。

7 貸与額及び貸与期間

- (1) 貸与額
月額5万円が上限。60万円/年
(入学金・授業料・生活費等、何に使用しても可)
- (2) 貸与期間
学校の正規の修学期間（入学月から卒業月まで）となります。
最長4年

『奨学金の貸与例』

2年制専門学校の場合 2年間で最大120万円

1年目	4月	7月	10月	1月	1年間累計
貸与額	15万円	15万円	15万円	15万円	60万円
2年目	4月	7月	10月	1月	2年間累計
貸与額	15万円	15万円	15万円	15万円	120万円

4年制大学の場合 4年間で最大240万円

1年目	4月	7月	10月	1月	1年間累計
貸与額	15万円	15万円	15万円	15万円	60万円
2年目	4月	7月	10月	1月	2年間累計
貸与額	15万円	15万円	15万円	15万円	120万円